

資料提供

令和3年7月6日

課名：商工労働総務課

担当者：長谷川

内線：3380

直通電話：082-513-3380

飲食店に対する「感染症拡大防止協力支援金」の申請期限の延長について

緊急事態宣言の発令により、休業要請等の対象が県内全域の飲食店となり、申請手続きに時間を要している事業者が多いことから、飲食店等に対する休業要請等に伴う「感染症拡大防止協力支援金」の申請期限を次のとおり延長します。

1 申請期限について

(1) 第1期

(現在) 6月2日(水)～6月30日(水)まで

(変更後) 6月2日(水)～7月20日(火)まで

(2) 第2期

(現在) 6月21日(月)～7月20日(火)まで

(変更後) 6月21日(月)～8月10日(火)まで

(3) 第3期

(現在) 7月12日(月)～8月25日(水)まで **※変更なし**

2 事業者に対する周知

県ホームページ、協力支援金専用サイトへの周知や県社交飲食生活衛生同業組合等関係機関を通じて、事業者に対する周知を図っていきます。

3 お問い合わせ先

広島県協力支援金センターコールセンター

TEL：082-248-6851 【月・水・金】9時30分～20時

【火・木・土】9時30分～17時 ※日、祝日は除く

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/covid19-support.html>

検索

広島県 協力支援金

